

4 用語解説

あ行	
アクセシビリティ	高齢者・障害者を含む誰もが、施設、サービス、情報、制度などを支障なく利用できるかどうかを示す言葉で、高齢者や障害者などにとって、サービスや情報がどの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。
一般就労	民間企業等で、労働基準法などの労働関係法規の適用を受ける雇用関係に基づき働くことで、在宅での就労や起業することも含みます。
医療的ケア	吸引や経管栄養、圧迫導尿などの医療的な処置を日常的に必要とする人に対して、看護師や保健師が医師の指示に従って行う医療的な援助。
か行	
基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関で、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業や、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行います。市町村またはその委託を受けた者が設置します。
共生社会	誰もが、社会の対等な構成員として、相互に人格と個性を尊重し支え合う社会のことです。
高次機能障害	脳血管障害や頭部外傷等による脳損傷の後遺症として認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活に制約を受ける障害です。
交通バリアフリー	高齢者や身体障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性や安全性の向上を図るため、旅客施設や車両等の公共交通機関のバリアフリー化を指します。
合理的配慮	障害のある人となない人が同じように生活するために必要な、いろいろな配慮や工夫のことです。
さ行	
児童発達支援センター	障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設で、身近な地域の障害児支援の拠点となります。
自閉症スペクトラム	自閉症の広義の概念（対人相互関係、コミュニケーション、限定された反復的な行動といった三つの領域に発達上の異常が認められるもの）で、狭義の自閉症のほか、アスペルガー症候群などを含む。医学的には、広汎性発達障害と呼ぶこともあります。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
障害者雇用	「障害者の雇用の促進等に関する法律」においては、各企業、法人、機関は義務づけられた雇用率（法定雇用率）以上の割合、障害のある人を雇用しなければならないこととなっています。

障害者基本法	身体障害、知的障害、精神障害を対象として、施策の基本理念や生活全般に関わる施策の基本となる事項を定めた法律で、障害のある人の「完全参加と平等」を目的とした法律。
障害者自立支援法	障害者基本法の基本理念にのっとり、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。
障害者総合支援法	平成25年4月に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改称された。障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。
障害者週間	昭和56（1981）年の国際障害者年を記念して、12月9日を「障害者の日」と宣言し、平成5（1993）年12月3日公布された障害者基本法に規定された。また、平成7（1995）年に、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」とすることが定められた。国民の間に広く障害福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを趣旨としています。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などのために判断能力が十分でない人を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人等を家庭裁判所が選任することによって、その判断を補う制度。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会の提供を行います。
た行	
地域包括ケア	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。
な行	
難病	発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とするものである。「難病」のうち患者数が一定の人数に達していない、客観的な診断基準が確立している疾患を難病新法で「指定難病」と定め、医療費の助成を行っています。
は行	
発達障害	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。

バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するということ。もともと住宅建築用語で、段差などの物理的障壁の除去ということが多いが、より広い障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味で用いられています。
避難行動要支援者	高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を指します。
や行	
ユニバーサルデザイン	バリアフリーは障害によりもたらさせるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
要約筆記	聴覚障害のある人に対するコミュニケーション手段の一つの方法で、話す内容を筆記し文字にします。
ら行	
ライフステージ	人生の一生をいくつかの過程に分けたものをいいます。
リハビリテーション	障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、障害者のライフステージのすべての段階において全人間的に復権を寄与し、障害者の自立と参加を目指すとの考え方。